

地域生活支援事業支給及び給付等基準

1 目的 この基準は、みよし市移動支援事業等実施要綱の施行に関し、地域生活支援事業の支給及び給付等について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業

(1) 日中一時支援事業

地域生活支援事業における障害者が集まっておこなう宿泊を伴わない日中活動はすべて「日中一時支援事業」に位置付ける。日中一時支援事業の各メニューとして、以下の事業をおこなう。事業形態は給付方式とする。

事業名	対象者	支給決定の可否 支給量の基準	契約量の 管理	支給基準	(想定) 実施事業者	単価等	その他給付	その他
日中一時支援	身体者・児 知的者・児 精神者・児	【必要】 日中短期入所 〇〇日／月 (日中系サービスとの利用日数の合計が31日を越えないようにする)	【不要】		施設入所支援を提供している事業所	(福祉型短期入所サービス費(1) 区分4の単価を基準)	食事給付(1割負担あり) 30単位(低所得1、低所得2、一般(所得割16万円、児童は28万円未満)及び生活保護のみ)	【1割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理
					介護保険施設サービス事業所	1日あたり 453単位 【0.7 8:01~】 4~8時間 324単位 【0.5 4:01~8:00】 0~4時間 162単位 【0.25 ~4:00】		
					通所支援を提供している事業所	(生活介護サービス費(1) 区分2以下の単価を基準)	送迎給付 片道につき21単位	
					介護保険デイサービス事業所	1日あたり 545単位 【1 6:01~】 4~6時間 408単位 【0.75 4:01~6:00】 0~4時間 272単位 【0.5 ~4:00】		

(2) 地域活動支援センター等

地域活動支援センター	身体者・児 知的者・児 精神者・児	【必要】 地域活動支援センター 〇〇日／月	【必要】 〇日／月	介護給付費の日中活動を利用した日は使えない(通所支援の併給は認められない)。 介護給付費の日中活動の支給決定日数と合わせて原則の日数(その月の日数-8日)を超える場合は、理由書及びケアプランの添付を要する。	通所支援を提供している事業所	(生活介護サービス費(1) 区分2以下の単価を基準) 3時間以上 545単位 【1 3:01~】 0~3時間 272単位 【0.5 ~3:00】	食事給付(1割負担あり) 30単位(低所得1、低所得2、一般(所得割16万円、児童は28万円未満)及び生活保護のみ) 入浴給付 40単位 送迎給付 片道につき21単位	【1割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理
------------	-------------------------	-----------------------------	--------------	--	----------------	--	--	----------------------------

(3) 地域生活事業（給付分）

事業名	対象者	支給決定の要否 支給量の基準	契約量 の管理	支給基準	(想定) 実施事業者	単価等	その他
移動支援	<p>身体者・児 知的者・児 精神者・児</p> <p>※視覚障害者は、 原則として同行 援護で支給</p> <p>※全身性障害は、 原則として重度 訪問介護で支給</p>	<p>【必要】 移動支援事業 〇〇時間/月</p> <p>身体介護を伴う 身体介護を伴わ ないの2通りで決定 (5領域11項目 の調査項目で判定)</p>	【必要】 〇時間/月	知的は調査結果によ って「伴う」「伴わな い」を決定。	居宅介護を提供し ている事業所	<p>個別支援型</p> <p>身体介護を伴う（居宅介護身体介護単価基準と同様） 256単位（1時間未満） 404単位/時（最初の1時間） 身体介護を伴わない（居宅介護家事援助単価基準と同様） 106単位（1時間未満） 197単位/時（最初の1時間）</p> <p>グループ支援型</p> <p>2人につき1人のヘルパー 個別支援型単価の2分の1 3人につき1人のヘルパー 個別支援型単価の3分の1</p> <p>※ 「身体介護を伴う」障害者のグループ支援型は認めない。 ※ 障害児においては、「身体介護を伴う」場合でもグループ利用を 認めるが、『伴う』と『伴わない』の組み合わせは認めない。</p>	<p>【1割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理</p> <p>【処遇改善加算】 13.8%（県に「福祉・介護職員等処 遇改善加算（Ⅲ）」以上を申請して いる法人のみ算定可能）</p>
生活サポート事業	<p>身体者・児 知的者・児 精神者・児 のうち、障害支援 区分が「未確定」 又は「非該当」の 者</p>	<p>【必要】 生活サポート 身体 〇時間/月 家事 〇時間/月</p>	【必要】 身体 〇時間/月 家事 〇時間/月	本人の希望による が、必要最低限の支 給量とする	居宅介護を提供し ている事業所	<p>身体介護（居宅介護身体介護単価基準と同様） 256単位（1時間未満） 404単位/時（最初の1時間） 家事援助（居宅介護家事援助単価基準と同様） 106単位（1時間未満） 197単位/時（最初の1時間）</p>	【1割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理
訪問入浴サービス事業	<p>身体者・児 (身体障害者手 帳の上肢、下肢、 体幹おおむね1、 2級)</p>	<p>【必要】 訪問入浴 〇回/月</p>	【必要】 〇回/月		訪問入浴を行って いる事業者	1回につき、1,266単位	【1割自己負担】 介護給付費と合算して上限管理

3 地域生活支援事業サービス報酬の1単位単価

地域区分の見直しによる障がい福祉サービス報酬1単位単価の見直しにより、令和4年度以降は10,600円とする。(地域区分6級地→5級地)